

## あいづ食の陣「お食事券」引き換え手続きについて

### 1. 「お食事券」の配布

「お食事券」は、あいづ食の陣参加販売店で実施する「あいづ食の陣の日」の抽選会で当選した方へ配布します。

なお、1回につき、最大で50枚を配布します。

### 2. 「お食事券」の利用

「お食事券」は、1,000円分のご飲食代としてお取り扱いをお願いします。

ただし、お食事代金が1,000円に満たない場合、お釣りは不要です。

なお、お会計の際に、飲食券裏面の飲食店使用欄のご記入をお願いいたします。

### 3. 「お食事券」の引き換え

利用後の飲食券は、「あいづ食の陣の日お食事券引換利用報告書兼請求書」とともに会津若松市役所農政課へご提出ください。（郵送によるご提出も可能です。）

締め日及び振込予定日は、次のとおりとなります。

回数	締め日	振込予定日
1	令和元年6月28日（金）	令和元年7月16日（火）
2	令和元年9月30日（月）	令和元年10月15日（火）
3	令和元年12月27日（金）	令和2年1月15日（水）
4	令和2年3月31日（火）	令和2年4月15日（水）

※次年度以降の締め日及び振込予定日は別途お知らせいたします。

### 4. その他

- 振込手数料は、実行委員会で負担いたします。
- 今回、飲食券の見本を同封いたしますので、ご確認をお願いいたします。
- 有効期限以降に利用された飲食券は引き換えできませんので、有効期限の確認をお願いいたします。
- 次の要件に該当するものは引き換えできません。
  - ①汚損や破損のため、あいづ食の陣実行委員長印が確認できないもの。
  - ②カラーコピー等で複製されたもの。（お食事券は偽造防止加工されています。）
  - ③その他不正な手段により入手されたと判明したもの。
- 利用店舗様が「お食事券」を紛失された場合は、利用店舗様自身でのご負担となります。
- ご不明な点は、事務局（会津若松市役所農政課）までお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ】

あいづ食の陣実行委員会事務局（事務局：会津若松市役所農政課）

TEL：0242-39-1253 FAX：0242-23-8180